

(平成23年1月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月から2年2月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月から2年2月まで

申立期間について、国民年金の保険料は納付しているはずなのにと疑問に思いながら2回納付し、おかしいと思いコピーを取っておいた。

コピーのとおり、申立期間の保険料の納付書・領収証書の写しが「印字」と「手書き」の2枚あることから、国民年金保険料を重複して納付したはずなのに還付された記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A町（現在は、B市）が保管している国民年金被保険者名簿により、申立人は、平成3年6月7日に同町で国民年金の加入手続及び国民年金第3号被保険者への種別変更手続を行ったことが確認でき、その後、元年12月から2年2月までの過年度の納付書・領収証書が発行されたものと考えられる。

また、申立人が所持している納付書・領収証書の写しは「印字」と「手書き」の2枚あり、i) 「印字」分については、納付書の発行日が平成3年6月24日と記載されており、この日付はオンライン記録と一致することから、国民年金の加入手続を行った後に、社会保険事務所（当時）から発行されたものと推測され、ii) 「手書き」分については、B市は、「当時、A町では被保険者から申出があれば、その場で過年度納付書を手書きで発行した。」としていることから、「印字」と「手書き」の納付書が発行されていても不自然ではない。

さらに、納付書・領収証書に記載されている国民年金特別会計のコードが「印字」分は3桁で、「手書き」分が4桁であるところ、日本銀行は「会計コードが3桁から4桁になった時期は不明であるが、4桁にシステム変更と

の記述が平成3年1月の資料にある。」としていることから、「手書き」の納付書・領収証書は、「印字」の納付書・領収証書が発行された平成3年6月以降に発行されたものと考えられる。

加えて、申立人が所持する2枚の納付書・領収証書の写しには、「手書き」分には平成3年（日付は不鮮明）、「印字」分には同年12月17日付けの金融機関の領収印がある上、「手書き」分の下部に「4. 1. 末」と記載されており、これは4年1月末日で時効により納付書・領収証書が使えなくなることを意味するものと考えられ、納付時期に不自然さはいかたがえなくある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年2月
② 昭和54年3月から同年7月まで
③ 昭和54年8月から55年3月まで
④ 昭和55年4月から61年3月まで

昭和54年1月31日に会社を退職し、結婚を契機に国民年金に加入しようと考えていたところ、同年2月にA市かB町（現在は、A市）かはっきりと覚えていないが、郵送により国民年金保険料の納付書が届いたので、A市役所の窓口で国民年金の加入手続を行った。所持している年金手帳には、資格取得日が昭和54年2月1日で種別が強制、同年3月11日には種別が任意と記載してある。

申立期間①については、納付書によりC銀行D支店、同行E支店、同行F支店、G銀行H支店あるいは同行I支店のいずれかで定額保険料を納付したはずである。

また、結婚以後の申立期間②及び③については、A市から交付された納付書で、上記のいずれかの金融機関で、毎月、きちんと定額保険料と付加保険料を納付していたはずである。

さらに、申立期間④については、C銀行D支店の夫名義の口座から振替により定額保険料と付加保険料を納付していたはずである。

申立期間①は定額保険料を納付した記録が無いこと、申立期間②は付加保険料及び定額保険料を納付した記録が無いこと、申立期間③及び④は付加保険料を納付した記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和54年9月頃に払い出されており、この頃に国民年金の加入手続が行われたと推測され、この時点では、過年度納付が可能な期間である。

また、申立人が所持している年金手帳には、申立人は、昭和54年2月1日に強制加入被保険者として資格を取得していることが記載されているが、A市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿には、当該記録の記載が無いことから、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性が考えられる。

さらに、J年金事務所は、「当時、任意加入期間前に強制加入期間があり、遡って加入手続が行われた場合は過年度納付書を発行した。」としていることから、申立期間①について連絡を受けたK社会保険事務所（当時）は、当該期間の過年度納付書を発行したと考えられる上、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された以降の国民年金加入期間に係る保険料については未納が無いことから、申立期間①の保険料を納付することが困難な事情はみられない。

- 2 申立期間②については、A市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和54年8月31日に任意加入被保険者として資格を取得していることが確認できることから、当該期間は未加入期間であり、この時点で申立人は、当該期間における国民年金の定額保険料及び付加保険料を遡って納付することができない。

また、A市は、国民年金の加入手続をしていない厚生年金保険の資格喪失者に国民年金保険料の納付書を送付することは無かったとしている上、申立人は、A市から交付を受けた納付書によりC銀行D支店、同行E支店、同行F支店、G銀行H支店あるいは同行I支店のいずれかで毎月、国民年金保険料を納付したとしているが、これらの各支店に照会しても申立人の保険料納付について資料が残っていないため不明としている。

さらに、申立期間②について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間②の定額保険料及び付加保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間③及び④について、A市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の備考欄にはA市が付加年金に加入した場合に押印していた「附加、加入年月日」が押印されていない上、同名簿の検認記録欄には、定額保険料の納付を示す「納付」あるいは「この年度納付済」の押印は確認できるが、付加保険料の納付を示す「付加・この年度納付済」の押印が見当

たらない。

また、A市では、付加年金加入者に対しては、年金手帳にもその旨分かるよう記載することとされていたが、申立人が所持する年金手帳には付加年金に加入していたことをうかがわせる記載が見当たらない。

さらに、A市では、付加年金加入者には、定額保険料額に付加保険料額を加算した金額の納付書を発行しており、口座振替により国民年金保険料を納付していた者に対しては、定額保険料額と付加保険料額を合算した金額を引き落としていたことから、同市において申立人の定額保険料が納付済みとされている昭和54年8月から61年3月までの長期間にわたって、付加保険料のみが記録漏れとなるとは考え難い。

加えて、申立人が、申立期間③及び④の付加保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年8月21日、資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年4月21日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月21日から同年12月1日まで
② 昭和44年4月21日から同年5月1日まで

申立期間①について、昭和38年8月頃にA社に入社した後、同社の子会社であるB社へ出向し、当該出向が解かれるまでA社から給料をもらい厚生年金保険料も控除されていたが、厚生年金保険の被保険者となっていない。

申立期間②について、昭和44年4月21日にB社からA社へ異動したが、同社の資格取得日が同年5月1日になっており、当該期間について厚生年金保険の被保険者となっていない。

申立期間①及び②について、当時の給料明細書も保存しており、これによると厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された給料明細書、A社から提出された従業員履歴台帳、同社からの回答及び申立人と同様に同社からB社へ

在籍出向した元同僚の証言から、申立人は、昭和 38 年 8 月 21 日に同社へ入社後、同社において継続して勤務し（同年 9 月 3 日に A 社から B 社に在籍出向し、同年 12 月 1 日に B 社に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給料明細書の保険料控除額から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間①の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 38 年 8 月から同年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、申立人から提出された給料明細書、A 社から提出された従業員履歴台帳、同社からの回答及び B 社で総務を担当していた元同僚の証言から、申立人は、A 社及び B 社に継続して勤務し（昭和 44 年 4 月 21 日に B 社から A 社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給料明細書の保険料控除額から、3 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間②の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録における資格取得日が、雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和 44 年 5 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を15万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

申立期間において、A事業所から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、同事業所が社会保険事務所（当時）へ健康保険厚生年金保険賞与支払届を提出しなかったため、申立期間の標準賞与額の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書及びA事業所から提出された平成17年6月分賞与に係る支給者明細一覧表により、申立人は、同年6月30日に支給された賞与から、その主張する標準賞与額（15万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、社会保険事務所に対し、申立てに係る健康保険厚生年金保険賞与支払届を届け出していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和35年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月18日から同年5月1日まで
② 昭和39年7月1日から同年8月1日まで

昭和33年3月にA社に入社し、35年5月頃に同社C工場から同社D工場へ異動した。申立期間①については、A社の工場間を異動しただけなので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、昭和39年7月中旬にA社を退職し、翌日からE事業所で勤務した。申立期間②については、A社の期間になるのかE事業所の期間になるのかは分からないが、厚生年金保険被保険者記録に空白は無いはずなので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の同僚の証言により、申立人は、A社に継続して勤務し（同社C工場から同社D工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立てに係る異動日は、申立人と同日付けでA社C工場から同社D工場に異動したとする同僚は、同社D工場の落成式（昭和35年4月*日）の翌日に着任したと証言していることから、同年4月中旬であったと考えられるが、同社D工場へ異動した複数の同僚の記録状況により、A社は、同社D工場が厚生年金保険の適用事業所となるまでの間（同年5月1日に新規適用）、異動者を引き続き異動前の事業所において厚生年金保険に加入させる

取扱いとしていた状況がうかがえることから、申立期間については、申立人の同社C工場における資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和35年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の関連資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②については、申立人は、昭和39年7月中旬にA社を退職したと主張している。

また、F社G支社から提出された人事記録により、申立人は、昭和39年7月16日からE事業所に勤務していたことが確認できるものの、オンライン記録によると、同事業所は、同年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②において適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、F社G支社は、申立期間当時の賃金台帳等を保管していないため、申立期間における厚生年金保険料の控除については不明と回答しており、当時の同僚二人からも、E事業所が適用事業所になる前の期間における厚生年金保険料の控除に係る証言を得られない。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（本社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月28日から同年3月1日まで

昭和36年4月1日に入社して以来、平成9年4月30日の定年退職までB社にずっと在籍していた。その間、38年1月4日に、B社に在籍したまま、同社C支店から子会社のA社D支店に出向し、47年8月頃まで勤務していた。

しかし、オンライン記録では、E県のA社本社に異動し、本社からD支店に異動したことになっており、しかも本社からD支店への異動に伴って昭和38年2月の1か月間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

A社に出向している間、勤務は継続し、給与も継続して支給されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された従業員名票、雇用保険の記録及び健康保険組合の記録から、申立人は、A社に継続して勤務し（同社本社から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、申立人は、「B社C支店からA社D支店に直接出向した。出向はB社人事部とA社本社との間で協定が結ばれ、一旦書類上の身分はA社本社となり、その後同社D支店及びF支店勤務の処理がなされ

る。」と主張しており、申立人と同様の異動履歴の元同僚（3人）も、A社本社では勤務していないと証言していることから、出向当初、人事記録上は同社本社に在籍したまま、同社D支店及びF支店に配属されたことがうかがえるところ、A社本社から同社D支店及びF支店に異動した者は前述の同僚（3人）を含め14人いるが、厚生年金保険被保険者資格取得日は、いずれも1日付けとなっていることから、申立人についても、同社本社における資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社（本社）における昭和38年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和38年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月から 61 年 3 月まで

昭和 56 年 4 月頃まで町内会集金により国民年金保険料を納付していたが、長男が保育園に入園した同年 5 月頃からは、保育園の隣にあった A 農業協同組合（現在は、B 農業協同組合）C 支所で納付するようになった。

毎月、子供の送り迎えに合わせて A 農業協同組合 C 支所に現金を持参した記憶があるので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「長男が保育園に入園した昭和 56 年 5 月頃から、A 農業協同組合 C 支所で国民年金保険料を納付するようになった。」と主張しているが、D 市の国民年金被保険者名簿には、申立人が同年 5 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失した旨の記載があるほか、同市が保管する申立人の国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認（第 3 号被保険者該当）届書により、申立人は、61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者資格を取得する際、国民年金被保険者資格を再取得する旨届けていることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、「納付書は無かったので、毎月、A 農業協同組合 C 支所に現金だけ持っていった記憶がある。」と主張しているが、納付金額及び領収書の受領等については覚えていない上、B 農業協同組合は、「国民年金保険料の納付書が無いのに、現金だけを受領することは無い。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる

周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月 1 日から 3 年 4 月 1 日まで

私が出産退職前の平成元年 11 月に、夫が、退職後の保険制度について A 社会保険事務所（当時）へ相談に行ったところ、「厚生年金で任意継続した方が得である。」とアドバイスを受けた。

健康保険と厚生年金保険の任意継続の加入手続をし、申立期間は両制度の任意継続の保険料を一緒に納付していたのに、厚生年金保険の記録が見当たらないとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 社を出産準備のため退職する前に、その夫が A 社会保険事務所の職員から「厚生年金で任意継続した方が得である。」とアドバイスを受け、平成元年 11 月 30 日に退職した後、健康保険と厚生年金保険の任意継続被保険者の加入手続をし、申立期間について両制度の任意継続保険料を納付したとしている。

しかし、申立人が主張するように、会社を退職した後に厚生年金保険被保険者として任意で保険料を納付するには、厚生年金保険法附則（昭和 60 年法律第 34 号）第 43 条第 2 項の規定に基づく要件（昭和 16 年 4 月 1 日以前に生まれた者等）を満たし、社会保険庁長官（当時）に申し出て第四種被保険者資格を取得することが必要であるが、申立人は、上記規定の要件に該当していない。

また、申立人が A 社会保険事務所からアドバイスを受けたとする主張内容について、年金事務所は、組織変更及び長期間経過のため、当時、申立人の夫に対応した職員を確認できないとしている。

さらに、申立人は、申立てに係る保険料納付には直接関与していない上、

当該保険料を納付したとするその夫から提出された保険料納付に係るメモについては、平成元年12月8日に社会保険事務所に納付したとする前納保険料の額が、当時の第四種被保険者の前納保険料額と相違しているとともに、2年2月27日及び同年8月23日に社会保険事務所に納付したとする納付方法（納付期間）も、当時の第四種被保険者の保険料前納制度の納付方法と相違している。

加えて、申立期間のうち、平成2年4月1日から3年4月1日までの期間について、申立人は、健康保険と厚生年金保険の任意継続保険料を一緒に納付したとしているが、全国健康保険協会C支部から提出された記録により、申立人は、平成2年3月13日付けで、保険料未納のため健康保険の任意継続被保険者資格を喪失していることが確認できることから、同年4月以降の保険料が請求されたとは考え難い上、その夫が加入しているD健康保険組合が同年3月19日付けで受け付けて保管している申立人に係る健康保険被扶養者（異動）届の扶養事情証明書欄には「退職後、出産の為、社会保険の任意継続を行っていたが、任意継続終了の為、追加手続致します。」と記載されており、申立人が健康保険の任意継続被保険者資格を喪失した後、同組合で夫の被扶養者となったことが確認できることから、申立人の主張するように、当該期間において健康保険と厚生年金保険の任意継続保険料を一緒に納付したとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険の第四種被保険者保険料を納付していたことを示す関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月頃まで
新聞の求人広告を見てA社に入社し、昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月頃まで勤務したのに、この間の厚生年金保険被保険者記録が無い。
当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことはうかがえるが、その勤務期間を特定できる証言が得られない。

また、A社は、既に廃業しており、当時の事業主からも、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る証言が得られない。

さらに、当時の役員（1人）は、「当時は、入社後3か月間の試用期間があり、その間は、厚生年金保険に加入させておらず、試用期間が経過しても、一定以上の売上成績が無ければ、厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している。

加えて、申立人が自分よりも先に入社していたとする同僚（2人）の厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人が入社したとする日の後であることから、申立期間当時のA社では、入社後、一定期間が経過してから厚生年金保険被保険者資格を取得させていた状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。